令和7年5月23日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	127	令和７年第２回海老名市議会定例会の招集について
告示	128	公募型プロポーザルの実施のついて（えびな高齢者プラン21【第10期】策定業務委託）
教委告示	6	海老名市教育委員会令和７年５月定例会の招集について

海老名市告示第１２７号

令和７年第２回海老名市議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年５月２３日

海老名市長　内　野　優

１　日　時　　令和７年５月３０日（金）午前９時３０分

２　場　所　　海老名市役所議事堂

海老名市告示第128号

「えびな高齢者プラン21【第10期】策定業務委託」の公募型プロポーザル実施にあたり、海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（平成２０年４月１日制定。以下「要綱」という。）第６条の規定に基づき、提案者の参加手続き等について以下のとおり公表する。

令和７年５月23日

海老名市長　内　野　　優

1　業務名、業務内容及び委託期間

（1）　業務名

えびな高齢者プラン21【第10期】策定業務委託

（2）　業務内容

えびな高齢者プラン21【第10期】策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載のとおり

（3）　業務履行期間

契約締結日から令和９年３月25日まで

2　提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者の資格については、実施要領「６参加資格」に基づき、次に該当する者とする。

（1）　公告日現在の年度の海老名市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

（2）　海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年４月１日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

（3） 老人福祉計画（高齢者福祉計画）及び介護保険事業計画策定業務委託契約を地方自治体との間で締結した実績を有すること。

（4） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

（5） 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、または民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。

（6） 事業者及びその代表者または役員等が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。

（7） その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

3 提案書を特定するための評価基準

実施要領に掲載のとおり

4 担当部署

海老名市保健福祉部地域包括ケア推進課

5 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書提出の期間、提出場所及び提出方法

（1） 期間

告示の日から令和7年6月10日（火）17時15分まで

（郵送の場合、必着。持参の場合、土日祝日は除く。）

（2） 場所

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

海老名市保健福祉部地域包括ケア推進課

（3） 方法

海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第１号様式）に必要書類を添付し、前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留等追跡可能な郵便で送付すること。

6　海老名市プロポーザル方式参加資格確認結果及び海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書交付日及び方法

（1） 交付日

令和７年６月17日（火）

（2） 方法

郵送

7　海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（要綱第４号様式）及び一次審査書類提出の期限、提出場所及び提出方法

（1） 期限

令和７年６月24日（火）17時15分まで

（郵送の場合、必着。持参の場合、土日祝日は除く。）

（2） 場所

海老名市プロポーザル方式参加意向申出書（要綱第１号様式）提出場所と同じ

（3） 方法

前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は書留等追跡可能な郵便で送付すること。

8　要請手続きにおいて使用する言語及び通貨

各手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨については日本国通貨

とする。

9　契約書作成の要否

契約書は取り交わすものとし、作成は海老名市が行う。ただし、契約に必要な費用（収入印紙等）については、受注者の負担とする。

10　関連情報を入手するための照会窓口

（1）　本プロポーザル募集に関する詳細は、市ホームページに掲載する。

URL　https://www.city.ebina.kanagawa.jp

（2）　本プロポーザルに関する問合せ先

〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の１

海老名市保健福祉部地域包括ケア推進課

電　話　046-235-4950（直通）　ＦＡＸ　046-231-0513

E-mail　houkatsu@city.ebina.kanagawa.jp

（添付ファイルの容量は３メガバイト以下にすること。）

11　提案書等の取扱い

提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出費用の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。

12　その他市が必要と認める事項

（1）　以下の費用については提案者又は受注者の負担とする。

ア　本プロポーザルに関する費用

イ　契約締結に必要な費用（収入印紙等）

ウ　契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用

(2)　上記１から１２(1)の項目以外の事項については、以下の書類を参照し、当該内容に従って参加するものとする。(一部内容が重複するものもあり)

ア　海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱

イ　えびな高齢者プラン21【第10期】策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

海老名市教育委員会告示第６号

海老名市教育委員会令和７年５月定例会を次のとおり招集したので告示する。

令和７年５月２３日

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

１　開催日時　　令和７年５月２８日（水）午後３時３０分

２　開催場所　　えびなこどもセンター　３階 301会議室

３　付議事件

（１）　報告事項

・令和７年度海老名市一般会計歳入歳出補正予算（第２号）のうち教育に関する部分に係る意見の申出について

・物品の取得に関する意見の申出について

（２）　審議事項

・海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

・海老名市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

・海老名市文化財保護審議会への諮問について

・令和７年度海老名市教育委員会非常勤特別職（海老名市文化財保護審議会委員）の委嘱について

・令和７年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

・海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

・個人情報開示請求の審査請求に対する個人情報保護審査会への諮問について